

第653回 統計審議会議事録

1 日 時

平成19年9月14日（金） 16：00～18：00

2 場 所

総務省第1特別会議室 中央合同庁舎2号館8階

3 議 題

1 答申事項

①諮問第320号の答申「日本標準産業分類の改定について」（案）

②諮問第321号の答申「法人企業統計調査の改正について」（案）

2 部会報告

①第135回運輸・流通統計部会

②第90回、第91回及び第92回企業統計部会

③第27回、第28回及び第29回産業分類部会

3 その他

4 配布資料

1 諮問第320号の答申「日本標準産業分類の改定について」（案）

2 諮問第321号の答申「法人企業統計調査の改正について」（案）

3 部会の開催状況

4 指定統計調査の承認等の状況

5 平成19年7月指定統計・承認統計・届出統計月報（第55巻・第7号）

6 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委員】美添会長、舟岡委員、新村委員、樺委員、佐々木委員、三輪委員、森泉委員、
若杉委員、小原委員、永瀬委員、清水委員

【統計審議会会議内規第2条による出席者】

統計局統計調査部長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省
経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省、財務省総
合政策研究所調査統計部長、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省政策統括官）】

総務省員沼政策統括官、同犬伏統計審査官、同アイダ統計審査官、同吉田調査官

6 議事概要

1 答申事項

①諮問第320号の答申「日本標準産業分類の改定について」（案）

②諮問第321号の答申「法人企業統計調査の改正について」（案）

美添会長）……答申案について審議します。答申案の朗読を総務省政策統括官室の吉田調査
官からお願いします。

吉田調査官）それでは朗読いたします。

諮問第320号の答申。

日本標準産業分類の改定について。

日本標準産業分類は、統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、
事業所における財及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類した
ものであり、統計の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性と利用の向上を図
ることを目的として、昭和24年に設定され、これまで11回の改定が行われている。

総務省は、本産業分類について、平成14年3月の改定以降の情報通信の高度化、
経済活動のサービス化の進展、事業経営の多様化に伴う産業構造の変化に適合させ
るため、大分類を新設するほか、各大分類に属する中・小・細分類項目の新設、廃
止等の見直し及びこれまで企業内の主要な経済活動と同一として取扱ってきた本社
等の管理、補助的活動を行う事業所について、新たに分類項目を設けるなどの全面
的な改定を行うことを計画している。

本審議会は、今回の改定計画全般について、①情報通信の高度化、経済活動のサ
ービス化の進展等に伴う産業構造の変化への適合、②統計の利用可能性を高めるた
めの的確な分類項目の設定と概念定義の明確化、③産業に関する国際的な分類との
比較可能性の向上等の観点を踏まえ審議した結果、下記の結論を得たので答申する。
記。

1、改定分類項目案。

日本標準産業分類については、別紙「日本標準産業分類第12回改定分類項目表(案)」のとおり改定することが適当と認められる。

その主要な改定事項は、次のとおりである。

(1) 大分類項目。

ア、「農業，林業」の統合・新設。

大分類「林業」については、前回の第11回改定に係る統計審議会答申「日本標準産業分類の改定について」（平成14年1月11日付け諮問第268号の答申。以下「前回答申」という。）において「事業所数、従業者数等が極めて少ないことから、その在り方について検討する必要がある。」と指摘されていることを踏まえ、大分類「林業」について、大分類「農業」と統合し、大分類「農業，林業」を新設する計画である。

これについては、①林業の就業者数及び事業所数は一貫して減少しており、直近の国勢調査及び事業所・企業統計調査の結果において、全産業に占める割合が極めて低いこと、また、農業についても同様の傾向にあること、②林業だけに従事する林業専業従事者の割合は低く、林業従事者の約60%が農業に従事しながら林業にも従事する、いわゆる「農家林家」である状況にあること、③近年の農業及び林業に係る施策が相互に関連性を高めてきており、農業と林業が従来にも増して密接になっていることなどから、適当と認められる。

なお、農業と林業のそれぞれについて、国勢調査の統計データが各種行政施策の遂行上の根拠情報として利用されている状況を考慮して、関係省間で調整を行い、引き続き行政ニーズに対応したデータが把握でき、行政施策の遂行に支障が生じないような措置を講じる必要がある。

イ、「鉱業，採石業，砂利採取業」への名称変更。

大分類「鉱業」については、活動の実態により適切に合致した名称になるよう、大分類「鉱業，採石業，砂利採取業」に名称を変更する計画である。

これについては、平成16年事業所・企業統計調査の結果によれば、大分類「鉱業」の中で、「金属鉱業」、「石炭・亜炭鉱業」、「原油・天然ガス鉱業」の事業所数は5%未満に過ぎず、「採石業，砂・砂利・玉石採取業」の事業所数が約84%と大半を占める状況にかんがみれば、適当と認められる。

ただし、大分類「鉱業，採石業，砂利採取業」の事業所数は極めて少なく、かつ、現在に至るまで一貫して減少している。今後、鉱業の実態を更に研究し、統計利用上、鉱業等に係るデータをどのような形で提供することが有効であるかを考慮して、分類の在り方について検討する必要がある。

ウ、「運輸業，郵便業」の統合・新設。

日本郵政公社の民営分社化により郵便事業を主業とする郵便事業株式会社が発足することを踏まえ、大分類「運輸業」に、新たに中分類「郵便業（信書便事業を含む）」を設け、これに大分類「情報通信業」の小分類「信書送達業」を統合し、大分類「運輸業，郵便業」を新設する計画である。

これについては、①日本郵政公社が民営化し、分社化することに伴い、郵便事業を主業とする郵便事業株式会社が発足し、その事業活動が物流の領域まで幅広く広がっていくことになること、②信書送達業を行う事業者の多くが運輸業者の関係であること、また、③国際標準産業分類（以下「国際分類」という。）や北米産業分類システム（以下「北米分類」という。）等の国際的な産業分類との比較可能性も向上することから、適当と認められる。

エ、「不動産業，物品賃貸業」の統合・新設。

物品賃貸業については、①その経済活動が「物品を賃貸する」という点において、不動産業において行われる不動産の賃貸に係る活動と類似していること、②前回答申において「ファイナンス・リースは、企業における財務処理上の事務手続等の動向を踏まえ、他の大分類に移行することの適否について検討する必要がある。」と指摘されていることを踏まえ、大分類「サービス業（他に分類されないもの）」の中分類「物品賃貸業」と大分類「不動産業」を統合し、大分類「不動産業，物品賃貸業」を新設する計画である。

これについては、①企業会計基準上、ファイナンス・リースの主要な取引形態である所有権移転外取引が売買処理として扱われることになったことから、ファイナンス・リースを含む中分類「物品賃貸業」の活動が、売買、賃貸、管理といった「不動産業」の活動により近くなったこと、②近年、不動産リースを取り扱う物品賃貸事業者が出現してきていること、③北米分類等との比較可能性も向上することから、適当と認められる。

なお、「不動産業」は、これまで大半の統計で単独で結果表章されており、多く

の統計利用者もいることから、統計調査実施府省庁においては、その統計調査結果の表章を行うに際して、継続性確保の観点から配慮を行うことが望まれる。

オ、「学術研究，専門・技術サービス業」及び「生活関連サービス業，娯楽業」の新設。

サービス業については、前回答申において「今後さらに、例えば、専門的知識・技術の提供に関する産業など、その産業規模が大きく、国際比較上意義あるもので、データが安定的に収集できる可能性のあるものについて、その定義・範囲を調査・研究し、大分類として新設することの適否について検討をする必要があること」と指摘されていること、また、前回の第11回改定以降も大分類「サービス業（他に分類されないもの）」の事業所数及び従業者数の伸びが続き、平成16年事業所・企業統計調査の結果によれば、事業所数は全産業の約19%、従業者数は同約15%を占めるに至っていること等を踏まえ、その分割を検討し、以下のとおり、新たな大分類を新設する計画である。

①大分類「サービス業（他に分類されないもの）」の中分類「学術・開発研究機関」及び「専門サービス業（他に分類されないもの）」に加えて、中分類「その他の事業サービス業」に含まれる技術サービスに係る事業を統合して新設される中分類「技術サービス業（他に分類されないもの）」を統合し、大分類「学術研究，専門・技術サービス業」を新設する。

②大分類「サービス業（他に分類されないもの）」の中分類「洗濯・理容・美容・浴場業」、「その他の生活関連サービス業」及び「娯楽業」を統合し、大分類「生活関連サービス業，娯楽業」を新設する。

これらについては、サービス産業の実態が明らかになることにより統計利用上の利便性が向上し、国際分類や北米分類等との比較可能性も向上することから、おおむね適当と認められる。

ただし、大分類「サービス業（他に分類されないもの）」に含まれる中分類「広告業」については、主として広告依頼人のために企画立案、マーケティング、コンテンツの作成、広告媒体の選択等の専門的サービスを総合的に行う事業者が大部分となっていること及び国際的な分類との比較の更なる向上を図るため、新設する大分類「学術研究，専門・技術サービス業」に移項することが適当である。

また、大分類「教育，学習支援業」の小分類「教養・技能教授業」に含まれる細

分類「フィットネスクラブ」については、スポーツ技能を教授するという側面はあるものの、スポーツ施設の利用が主となっている実態を踏まえれば、新設する大分類「生活関連サービス業、娯楽業」の中分類「娯楽業」の小分類「スポーツ施設提供業」に移項することが適当である。

カ、「宿泊業、飲食サービス業」の統合・再編。

前回改定で大分類「飲食店、宿泊業」が新設されたが、前回答申において、「その場所で飲食を提供する一方、テイクアウトやデリバリーサービス等料理品小売業を行う事業所が多くみられるようになってきていることから、今後これらの産業の実態を調査・研究し、現行の飲食店の定義・範囲の在り方について検討する必要がある。」と指摘されていることを踏まえ、大分類「卸売・小売業」の細分類「料理品小売業」に含まれている事業のうち、客の注文を受け、調理した飲食料品を提供するサービスを提供する「飲食店」に類似の活動を、大分類「飲食店、宿泊業」に新設する中分類「持ち帰り・配達飲食サービス業」に分類し、現行の大分類「飲食店、宿泊業」と統合して、大分類「宿泊業、飲食サービス業」を新設する計画である。

これについては、「飲食店」と「持ち帰り・配達飲食サービス業」は、その場所で飲食サービスを提供するか否かが相違するだけで、客の注文を受け、調理した飲食料品を提供するサービスを提供する機能については同様であること、また、近年、ニーズの変化に呼応してテイクアウトやデリバリーサービス等のウエートが高まっている「飲食店」が出現しており、このような事業所について、持ち帰りが多ければ「料理品小売業」として大分類「卸売・小売業」に、店内で飲食する割合が高ければ「飲食店」として大分類「飲食店、宿泊業」に分類されるといった、売上げ比率の変動によって大分類間を移動する弊害が解消され、飲食サービス産業に係るデータの正確性が確保できるほか、国際分類や北米分類等との比較可能性も向上することから、適当と認められる。

(2) 中分類項目。

ア、新設項目。

中分類項目については、以下のとおり変更することを計画している。

①大分類「製造業」の中分類「繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）」と「衣服・その他の繊維製品製造業」を統合し、中分類「繊維工業」を新設する。

②大分類「製造業」の中分類「一般機械器具製造業」並びに「精密機械器具製造業」及び「その他の製造業」の小分類「武器製造業」を統合、再編し、中分類「はん用機械器具製造業」、「生産用機械器具製造業」及び「業務用機械器具製造業」を新設する。

③大分類「卸売・小売業」の中分類「飲食料品小売業」の小分類「その他の飲食料品小売業」に含まれる細分類「料理品小売業」の中から、客の注文を受け、調理したものを提供する、持ち帰り弁当店、ピザ宅配店、給食センター、ケータリングサービス業等を分離し、小分類「持ち帰り・移動店舗型飲食サービス業」及び「配達飲食サービス業」から構成される中分類「持ち帰り・配達飲食サービス業」を新設する。

④大分類「サービス業（他に分類されないもの）」の中分類「専門サービス業（他に分類されないもの）」から小分類「土木建築サービス業」及び細分類「機械設計業」を、中分類「その他の事業サービス業」から小分類「商品検査業」、「計量証明業」及び細分類「非破壊検査業」を分離し、中分類「技術サービス業（他に分類されないもの）」を新設する。

⑤郵便事業株式会社の発足に伴い、同社が行う郵便事業と大分類「情報通信業」の中分類「通信業」に含まれる小分類「信書送達業」を統合し、中分類「郵便業（信書便事業を含む）」を新設する。

⑥大分類「飲食店、宿泊業」の中分類「一般飲食店」及び「遊興飲食店」を統合し、中分類「飲食店」を新設する。

⑦中分類「その他の事業サービス業」から、小分類「民営職業紹介業」及び小分類「他に分類されない事業サービス業」の細分類「労働者派遣業」を分離し、中分類「職業紹介・労働者派遣業」を新設する。

①と②については、前回答申における、「製造業について、需要構造の変化、技術革新の進展や生産活動の国際化の更なる進展に対応して、全面的な見直しの検討が必要である。」との指摘を踏まえた見直しであり、産業構造の変化に適合するものとなっていることから、適当と認められる。

③については、移動店舗における飲食であっても、その場所で飲食させる「飲食店」に含まれるので、小分類「持ち帰り・移動店舗型飲食サービス業」を「持ち帰り飲食サービス業」とすることが適当である。

④については、(i) 「専門サービス業」と「技術サービス業」の区分がより明確になるよう、小分類「獣医業」及び「写真業」を中分類「専門サービス業（他に分類されないもの）」から同「技術サービス業（他に分類されないもの）」に移項すること、(ii) サービス活動の実態をより明らかにし統計利用上の利便性向上を図るため、中分類「専門サービス業（他に分類されないもの）」の小分類「その他の専門サービス業」の細分類「社会保険労務士事務所」及び「行政書士事務所」を小分類項目とするとともに、「土地家屋調査士業」を細分類項目として新たに設定すること、(iii) 中分類「技術サービス業（他に分類されないもの）」の小分類「その他の技術サービス業」の細分類「機械設計業」を小分類項目として設定すること、が適当である。

⑤、⑥、⑦については、経済活動のサービス化・多様化の進展に対応するものであり、適当と認められる。

ただし、大分類「卸売・小売業」については、情報通信技術の高度化等に伴って製品の流通の変化等を的確に把握することを可能とする必要があり、店舗を有することなく消費者に商品を流通させる事業所を分類する中分類「無店舗小売業」を新設し、併せて、製造業、卸売業、小売業における中分類項目の名称、体系等をできるだけ一連のものとして整理することが適当である。

なお、新設の中分類「無店舗小売業」については、今後、統計調査の実査上の問題点等を把握・検証していく必要がある。

イ、廃止項目。

中分類については、①大分類「製造業」の中分類の統合・再編に伴って、「繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）」、「衣服・その他の繊維製品製造業」、「一般機械器具製造業」及び「精密機械器具製造業」を廃止する、②大分類「金融・保険業」の中分類「郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関」を廃止し、ここに分類されていた事業所については、中分類「銀行業」及び「貸金業、政府関係金融機関等非預金信用機関」のそれぞれの細分類項目として位置付ける計画である。

これらについては、近年の産業構造の変化からみておおむね適当と認められるが、中分類「貸金業、政府関係金融機関等非預金信用機関」の項目名については、廃止、統合など今後の政府関係金融機関に係る改革の動向を踏まえて、名称中に政府関係金融機関を含まない「貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関」とすること

が適当である。

(3) 小・細分類項目。

ア、新設項目。

小分類項目については、「生活関連産業用機械製造業」、「基礎素材産業用機械製造業」、「半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業」、「電池製造業」、「映像・音響機械器具製造業」及び「金融商品取引業」等の分類項目を新設し、細分類項目については、「すし・弁当・調理パン製造業」、「レトルト食品製造業」、「再生骨材製造業」、「金属製サッシ・ドア製造業」、「鉄骨系プレハブ住宅製造業」、「携帯電話機・PHS電話機製造業」、「アナログ型集積回路製造業」、「デジタル型集積回路製造業」、「液晶パネル・フラットパネル製造業」、「半導体メモリメディア製造業」、「ゲームソフトウェア業」、「ポータルサイト・サーバ運営業」、「アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ」、「インターネット利用サポート業」、「アニメーション制作業」、「牛乳・乳製品卸売業」、「中古電気製品小売業」、「郵便貯金銀行」、「投資育成業」、「金融商品取引業」、「投資運用業」、「純粋持株会社」、「ハンバーガー店」、「焼肉店」及び「居住支援事業」等を新設する計画である。

これらについては、技術革新や規制緩和の進展、消費者ニーズの変化等を反映した新たな産業形態の確立、既存産業の拡大を踏まえたもので、統計利用上の利便性向上を図る観点から、おおむね適当と認められる。

ただし、小売業において、特定の分野の商品を中核として複数の分野にわたる商品を取り扱うような業態が定着しつつあることから、小分類「医薬品・化粧品小売業」に細分類「ドラッグストア」を、小分類「他に分類されない小売業」に細分類「ホームセンター」を新設することが適当である。

さらに、高等教育機関を対象として教育に密接なサービスを提供する教育関連機関として、中分類「学校教育」に小分類「学校教育支援機関」を新設することが適当である。

また、小分類「その他の専門サービス業」の細分類「広告制作業」については、映像、音声、文字の情報を制作する活動との類似性から、大分類「情報通信業」の中分類「映像・音声・文字情報制作業」へ移項することが適当である。

なお、①細分類「集積回路製造業」をアナログ型、デジタル型等に細分化するこ

とについては、従来どおり細分類「集積回路製造業」とする、②投資を行う事業所を細分類「投資育成業」と細分類「投資運用業」に区分することについては、両者を区分することなく細分類「投資運用業」とする、ことがそれらの実態を踏まえれば適当である。

イ、廃止項目。

小分類項目については、「特殊産業用機械製造業」、「米穀類小売業」、「郵便貯金・為替・振替業務取扱機関」、「政府関係金融機関」及び「特殊浴場業」等の分類項目を廃止し、細分類項目については、「うま味調味料製造業」、「製綿業」、「靴型等製造業」、「セロファン製造業」、「紙製衛生材料製造業」、「練炭・豆炭製造業」、「アルミニウム第1次精錬・精製業」、「陶管製造業」、「ほうろう鉄器製造業」、「七宝製品製造業」、「人造宝石製造業」、「石綿製品製造業」、「めっき鋼管製造業」、「やすり製造業」、「マッチ製造業」、「傘・同部分品製造業」、「魔法瓶製造業」、「生糸・繭卸売業」、「染料・顔料卸売業」及び「油脂・ろう卸売業」等の分類項目を廃止する計画である。

これらについては、法制度の改正、事業所数や生産量の減少など近年の産業構造の変化からみて、適当と認められる。

なお、大分類「医療、福祉」の細分類「結核病院」については、事業所数が僅少であるので、細分類「一般病院」に統合するのが適当である。

(4) 産業全般に関連する分類項目。

ア、主として管理事務を行う本社等及び補助的経済活動。

主として管理事務を行う本社等を、補助的経済活動を行う事業所の一形態としてとらえ、補助的経済活動を行う事業所とともに分類するため、主な中分類ごとに小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」を新設する計画である。

これについては、細分類項目レベルで、管理する事業所全般にわたる企業の主たる経済活動と同一とする現行の分類方法では、需要と生産の変動によってしばしば格付が移動することが生じ、これに伴う統計データの不連続性を防げること、また、本社等の管理業務の活動を横断的にとらえることが可能となること、さらに、統計によって事業所の把握が異なっている状況を解消することが可能となることから、おおむね適当と認められる。

ただし、小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」は、その種の事業所が概

念上あり得ない産業を除き、原則としてすべての中分類項目に置くこと、また、補助的経済活動とされる自家用倉庫は、大分類「卸売業，小売業」にのみ置くことが適当である。

なお、今後、「管理，補助的経済活動を行う事業所」の分類について、統計調査の実査上の問題点等を把握・検証していく必要がある。

イ、持株会社。

持株会社を純粋持株会社と事業持株会社に区分し、純粋持株会社については、大分類「学術研究，専門・技術サービス業」の中分類「専門サービス業（他に分類されないもの）」に小分類「経営コンサルタント業，純粋持株会社」及び細分類「純粋持株会社」を新設することとし、事業持株会社については、当該事業所の主たる経済活動が管理業務である場合には、本社等に準じて分類することとする計画である。

これについては、事業所の活動として、さまざまな産業分野にまたがるグループ企業の管理を目的とした純粋持株会社を、他の事業所とは別に分類することにより、統計データの利用上の利便性が向上すること、また、事業持株会社については、本社事業所としての活動も行っていると判断されることから、適当と認められる。

2、産業分類に係る基本的事項等について。

今回の改定案の審議においては、「1 改定分類項目案」のほかに、産業分類に係る基本的事項等について検討し、以下の結論を得た。

（1）複数の分類項目に該当する経済活動を行っている事業所の産業の決定。

日本標準産業分類においては、その一般原則の中で、事業所で複数の分類項目に該当する経済活動を行っている場合、主たる経済活動によって当該事業所の産業を決定することとされ、主たる経済活動は、複数の経済活動の中で、生産される財貨、取り扱われる商品又は提供されるサービスの収入額又は販売額の最も多いものによるとされている。

今回の改定において、企業における複数の大分類にまたがる多角化の進展を踏まえて、主たる経済活動の決定は、「販売又は出荷する財、あるいは他の事業所又は消費者に提供されるサービスの付加価値によって決定されるのが最良である」とする国際分類に倣い、原則として付加価値額によることとし、付加価値額によることが困難な場合には、付加価値に代わる指標として、産出額、販売額、収入額、従業

者数等を用いることとする趣旨に沿って、一般原則の記述を修正する。

(2) 製造小売業の取扱い。

日本標準産業分類では、製造した商品をもその場所で消費者に販売する、いわゆる製造小売業は製造業とせず、小売業に分類してきた。このような業態は、在来型の菓子屋、パン屋などに数多く見られるが、昨今、インターネットを介して工場から消費者に直接販売する事業形態が輩出している。これも定義上、製造小売業に該当するが、前者が実際の店舗を構えているのに対して、後者はネット上に仮想的に店舗を有しているに過ぎず、両者の間で、小売活動に要する費用とそこから得られる付加価値には大きな差異がある。付加価値額の大きさにより産業を格付する原則に従えば、後者は製造業に分類することが適切である。

したがって、製造小売業については、店舗を構えている場合は小売業、無店舗の場合は製造業に分類することとして整理する。

(3) 分類項目の配列。

日本標準産業分類の分類項目は、活動内容に従って、取得、加工・組立て、流通、サービスの順に配列されている。

今回の改定において、サービス活動に係る大分類項目について、2つの大分類を新設することに伴い、事業所を主な対象とするサービス、個人生活に関連するサービス、社会公共的なサービスの順に配列することを計画している。これについては、統計利用の利便性確保の観点から、適当と認められる。

ただし、大分類「製造業」の中分類項目については、再編・新設される機械器具製造に係る中分類項目が部品から最終製品への順に配列されていることに対応して、電気機器製造に係る中分類項目についても、同様な配列とするよう変更する。

世界各国の経済・産業構造は地球規模で相互により一層、連関を深めており、日本標準産業分類もこうした状況を踏まえて、迅速かつ的確に改定する必要がある。今後も、基礎的な調査・研究を定期的に行い、適時に見直しを行うことが肝要である。

以上です。

美添会長) どうもありがとうございました。膨大な量の。

続きまして、部会の審議経過及び答申案の説明をお願いします。説明は、産業分類部会の舟岡部会長からお願いします。

舟岡委員) それでは、最初に産業分類部会の審議概要を説明いたします。

前月の審議会での報告以降、産業分類部会は8月9日、21日、9月7日に3回開催されました。それら第27回、第28回、第29回の産業分類部会の審議概要をあわせて説明いたします。

お手元にごございます資料3の13ページから17ページまでをご参照ください。

3回の部会では、それまでの部会審議等において課題とされた事項と答申案について審議が行われました。

取り上げられた主な課題は、分類項目の名称、広告業の定義・範囲、本社等の補助的経済活動の最終的な詰め、一般原則における産業の定義と産業の決定方法、分類の配列、総説の表現、分類項目の英語表記についてであります。

まず、分類項目の名称については、大分類「公務（他に分類されないもの）」、これが現行であります。これについて、第652回統計審議会において、この名称では公務の余りものが入っているような感じがすると、そういう指摘があったことを受けまして、第27回部会では、大分類の名称を「公務（民間活動に類似の業務を除く）」に改称することとしましたが、第28回部会におきまして、除外される業務の範囲がわかりにくいという、そういう指摘を踏まえまして、「公務（他に分類されるものを除く）」とすることとしました。

同じく第652回統計審議会におきまして、金融業の中分類「貸金業、預金等非受取金融機関」の表記に違和感があるという、そういう指摘を受けて、第27回部会では「貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関」の項目名が提示されましたが、これを小分類、細分類にそのまま当てはめまして、「その他の貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関」としますと、そこに貸金業、クレジットカード業が含まれるという、そういう誤解が生じるおそれがあるという指摘があり、第28回部会におきまして、小分類「その他の貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関」、そして細分類「他に分類されない貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関」の名称を、それぞれ小分類については「その他の非預金信用機関」、細分類については「他に分類されない非預金信用機関」とすることとしました。

このほか、第28回部会におきまして、「学術研究、専門・技術サービス業」の中分類「技術サービス業」の小分類と細分類「他に分類されない技術サービス業」の名称につきまして、他の分類項目との分類体系上の整合性をたもつため、「その他

の技術サービス業」とすることとしました。

次に、広告業の定義・範囲につきましては、第27回と第28回の部会で審議し、屋外広告業の取り扱いについて、新設された中分類「広告業」の内容例示を通して明確とすることとしました。

次に、本社等の補助的経済活動の主な内容につきましては、第27回部会で再度関係府省庁等において確認を依頼し、これをもとに小分類「管理，補助的経済活動を行う事業所」の各細分類の説明文を固めることとし、第28回部会で項目説明文案が確定しました。

また、第27回部会では、「電気・ガス・熱供給・水道業」の電気、ガス業について、小分類「管理，補助的経済活動を行う事業所」のほかに、従前から「電気事業所（本社，営業所等）」、それと「ガス事業所（本社，営業所等）」という細分類がありましたが、それを残す必要性について問題提起がなされ、これを受けて、改めて事業内容の確認を経済産業省で行ってもらいましたが、これらの事業所で現業的な業務は行っていないということが判明しましたため、第28回部会において、当初の修正案のとおり、これらの項目を廃止し、「管理，補助的経済活動を行う事業所」に統合することとしました。

「一般原則」の「産業の定義」については、第27回部会において議論しました結果、産業について「（産業とは）財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を統合したものであり、実際上は同種の経済活動を営む事業所の総合体と定義される。」と定義されました。

また、「産業の決定方法」については、産業の決定においては、付加価値によって決定されることが最良であり、これによることが困難な場合に、その代替指標として生産される財の算出額、取り扱われる商品の販売額等を用いることとするとの基本的な方向性が了解されました。

なお、第28回部会において、文中の用語について、「財貨」を「財」に統一を図ることなどを通して一般原則の記述を紛れなく、明確にする等の修正が行われました。

分類項目の配列については、大分類の配列の見直しについて了承されましたが、製造業の電気関連機械の中分類の配列について、機械器具に係る製造業の配列にならない「電子部品・デバイス・電子回路製造業」、「電気機械器具製造業」、「情報

通信機械器具製造業」の順とすることといたしました。

分類項目の英語表記について、第28回と第29回の部会において、用語の整合性がとれるよう検討し、若干の修正を行いました。

次に、答申案についてですが、第27回部会で答申案の骨子について審議が行われ、答申案の構成について了承されました。これを踏まえて、第28回と第29回の部会において、答申案文を審議し、答申案文が了承されました。

部会の審議概要については以上であります。

それでは、答申案について補足説明をいたします。

今回の改定内容については、答申案に詳細に記述され、ただいま調査官より時間をかけて朗読していただきましたので、繰り返し説明し、補足することはいたしません。

お手元に資料として、別紙第12回改定分類項目表（案）、それから別添参考資料として、日本標準産業分類の改定について諮問文、それから参考に日本標準産業分類第12回改定答申案の概要、参考3として、統計調査に用いる産業分類等についてを定める政令、参考4に日本標準産業分類第12回改定大分類項目新旧対応表（案）、参考5として、改定大・中分類項目新旧対応表（案）、参考6に産業分類構成新旧比較（案）、参考7に第12回改定に係る改定事項整理表（案）、参考8に日本標準産業分類現行と2007年の改定案、国際標準産業分類及び北米産業分類システムの分類項目比較表、参考9に第12回改定分類項目新旧対照表（案）、参考10に第12回改定中・小・細分類項目新旧対照概要表（案）、参考11として第12回改定分類項目名説明及び内容例示新旧対照表（案）、厚い冊子ではありますが、がお手元にあるかと思えます。適宜それらをご参照いただきながらお聞きいただきたいと思います。

今回の産業分類改定の意義と背景について、主要な5つのポイントに絞って説明いたします。

第1点は、経済活動のサービス化に対応した分類体系が構築された点であります。

50年前に第4回の改定が行われましたが、それ以降大分類の構成は前々回の第10回改定まで変更がありませんでした。この間、経済のサービス化は進展し、広義のサービス業であります第3次産業はGDPの約7割を占め、従業者も約3分の2に達しています。

新たに起こったサービス業や、かつてニッチだったサービス業が大きく発展した

ことがその背景にあります。それらの産業の多くは新たに分類されることなく、雑多なサービスの活動の寄せ集めとも考えられる、第10回改定まで設けられていたLーサービス業に押し込められてきました。その結果、Lーサービス業は前回改定時には全産業の中で事業所、従業者の構成比は4分の1に達するまでに肥大化し、統計データからサービス活動の実態を適切に把握することが困難となっていました。

前回改定におきまして、サービス業の再編、新設を図ったことによって、その他のサービス業の事業所、従業者の構成比は15%程度に低下しましたが、それでもバスケット項目としての比重は大きく、さらにこの5年間で拡大してきています。

今回「学術研究、専門・技術サービス業」と「生活関連サービス業」、「娯楽業」、この2つの大分類を新設したこと、あるいは再編、新設したこと等によって、事業所数、従業者数等は5%から7%程度にまで低下し、フショウの大分類を除いた19の大分類の1大分類当たりの平均値にほぼ近い構成比となりました。

また、サービス産業全体で見ても、広義のサービス産業である第3次産業の大分類項目数は、前々回改定の7項目から、前回は12項目、今回は14項目へと増加しました。全産業すべての大分類の項目数は、それぞれ13項目、18項目、19項目ですから、サービス産業に係る大分類の割合は、前々回の改定の5割から、今回改訂で7割を超えるまでに上昇しました。今回改定によって、サービス産業がGDPの約7割を占める産業構造によりやく大分類の構成が適合する分類体系になったと言えます。

第2点は、これまで行政上の不都合から検討が不十分であった分類項目について見直し、整理が行われ、これによって統計利用上の利便性が向上した点です。

農業と林業の1つの大分類への統合は、とりわけ林業の事業所数、就業者数のお大幅な減少から大きな課題とされてきました。今回改定で、農業、林業を1つの大分類に統合したことで、統計データから農家・林家等農業と林業の実態をより適切にとらえることが可能となると同時に、近年農業と林業に係る施策が関連性を高めている状況に対応した統計上の基盤を与えることになると考えられます。

運輸業と郵便業の統合について、かつてはこれら産業は、いずれも運輸通信業として同一の大分類となっていました。郵便活動が電気通信活動等よりも大きなウェートを占めていた時代に設定された分類体系を踏襲していたからであります。

しかしながら、技術革新等から通信業の活動が情報サービス業と密接になり、前

回改定で「情報通信業」が大分類として新設されました。その際、一部の郵便事業であります東京、大阪の集中局と地域区分局については、行政を取り巻く情勢にかんがみ、従来の分類を継続して通信業に分類することとなりました。

昨今の信書便事業の民間開放や、日本郵政公社の民営化に伴う事業領域の拡大に対応して、今回改定で運輸業と郵便業を1つの大分類に統合できたことは、経済活動の類似性や国際標準産業分類、北米産業分類との比較可能性が向上することからも、望ましいことと考えます。

第3点は、物の生産・流通について分類体系を見直した点です。

戦後に整備された統計体系は、物を中心に構築され、どんな物が、どこで、どれだけ生産・流通しているかの把握を中心とされ、物に係る産業の分類も、それに対応した体系となっていました。

そうした考え方のもとで、工業統計や商業統計等の統計が有用な情報を提供してきましたが、それらの統計がすぐれているばかりに、継続性の観点から調査対象の範囲、調査内容を大きく変更せず今日まで至っており、分類もそれに対応したものとなっていました。今回改定において、生産、販売する物の種類のほかに、経済活動の生み出す付加価値にも焦点を当てて、製造業においては、加工・組み立て工程における使用する原材料、部品、技術の供給サイドに加えて、需要サイドの機能・用途に着目し、また、卸売業、小売業については、前回改定におけるコンビニエンスストアの新設に続き、ドラッグストア、ホームセンターを新設し、さらに無店舗小売業を中分類として新設することとしました。これによって、物に対する需要の変化を取り込んだ分類体系に対応することに一步踏み込んだと考えます。

第4点は、企業活動を間接的にサポートする経済活動の把握が可能な分類項目を設定した点であります。

近年、デザイン、研究開発、マーケティング等本社等による管理サポート活動は企業活動の中で一層重要となり、大きなウエートを占めるようになってきています。これらの活動は統計データから十分にとらえることは困難でした。前回改定までは、本社等の管理活動が中心であっても、そこで他の収入を伴う活動が行われていれば、その活動によって産業格付をしていましたし、前回改定でも傘下の事業所全体を通して最も大きな売上高、販売等が計上される活動に細分類で格付することとしていました。

そのため、例えば製造活動、販売活動等に係る調査の対象となっても、他の製造事業所や店舗等に対する調査票で求める内容と活動内容が整合せず、その結果、多くの価値を生み出しているはずの管理的活動はとらえようもありませんでした。今回改定によって、分類に対応した調査が実施されれば、産業横断的に管理活動の全容を把握できると同時に、各産業でサポート活動まで取り込んだ企業活動をとらえることが可能となります。

また、この分類項目の設定によって、今後予定されている経済センサスへの対応と純粋持株会社と事業持株会社の分類上の整理も可能となりました。

我が国の経済統計は、事業所統計を中心として整備されてきましたが、今回の分類に沿って本社等の管理活動を調査することによって、既存の事業所統計データを企業単位に直して集計して、企業活動を適切にとらえる情報として、新たな価値を生み出すものと期待しております。

第5点は、これまで一般原則において必ずしも明確でなかった定義等について明示した点であります。

分類の適用原則を国際標準産業分類と対応する方向で従来から変更しました。事業所の経済活動に基づいて産業を決定する際、従来は収入額または販売額の最も多い活動によることとしてきましたが、近年大分類をまたがって種々の経済活動を展開する状況が顕著となってきていまして、この原則では卸売業等に分類される事業所が活動の実態以上に多くなる弊害が生じてきております。今後の産業分類の適用におきましては、事業所の経済活動が算出する付加価値を基準とすることを原則としました。この原則は、本社等の管理的活動を行う事業所の産業格付において特に有効であります。

そのほか、飲食サービス業への変更の際し、飲食料品小売業と飲食サービス業の定義・概念を明確にし、さらに我が国に固有の分類であります製造小売につきましても、店舗を構えている場合は小売業、無店舗の場合は製造業とするとした整理といたしました。

以上、5点が私の考える今回改定の主要なポイントであります。

以上であります。

美添会長) 詳細な説明をありがとうございました。ただいまの報告につきましてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

これまでこの審議会でも詳細な報告があり、審議を重ねてまいりましたし、今回の答申案文につきましても、前回からある程度の理解はできていたと思われまます。ここで、これ以上のご意見がないようでしたら、この答申案、十分練られたものとして採択したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。ご異議ございませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは、舟岡部会長のご意見を最後に確認したいと思いますがいかがでしょうか。

舟岡委員) よろしいですか。それでは、最後に追加して一言申し上げます。

本審議会の前身であります統計委員会が設置されて、ほどなく日本標準産業分類が設定され60年近くが経過いたしました。この間経済発展は目覚ましく、企業の経済活動、産業構造も大きく変化しましたが、日本標準産業分類がこうした変化に十分対応してきたとは言えず、多くの課題が山積みにされてきました。統計審議会が幕を閉じるに際して、今回の改定は積年の課題にこたえるものとなったのではと部会長として判断しております。

これだけ大きな改定ができたのも、委員、専門委員並びに各府省庁の皆様の労をいとわぬご尽力のたまものであり、この場をかりて改めて厚く感謝申し上げます。

今後、各府省庁におかれましては、新たな産業分類のもとで統計の見直しと整備に努められ、的確な施策を実行するための基礎となる統計情報と、国民が適切な意思決定を行うための指針となる統計情報を提供していただけるよう期待し、お願い申し上げます。

以上です。

美添会長) ありがとうございます。ただいまの答申案原案につきましてご異議がないと思っておりますので、これをもちまして総務大臣に対して答申することといたします。

ただいまの答申に関して総務省の貝沼政策統括官からごあいさつがあります。

貝沼政策統括官) 政策統括官の貝沼でございます。ただいま、日本標準産業分類の改定について答申をいただきました。大変ありがとうございました。

約半年という限られた時間の中で、11回にも及ぶ部会審議を行っていただくなど、熱心にご審議をいただきまして、美添審議会会長、舟岡産業分類部会部会長を初め委員の方々、また審議にご協力をいただきました関係府省庁の方々に厚く御礼を申し上げます。

今回の改定は、先ほど舟岡部会長のご説明にもございましたように、我が国の産業構造の変化をよりの確にとらえるための見直しでありまして、また同時に平成21年度から新たに始まります経済センサスの分類基準につながるという大変重要な改定であると認識しております。

総務省といたしましては、本日いただきました答申に沿って、本年11月の改定告示を出しまして、その後平成20年4月から改定分類が適用されるよう所要の手続を進めてまいりたいと存じております。

関係府省庁におかれましても、母集団情報あるいは時系列比較のためのデータの組みかえなどの業務につきましてご協力方よろしくお願ひしたいと存じます。また、答申でも言及されておりますように、世界各国の経済産業構造が地球規模で相互連関を深めているということなどを踏まえまして、今後も基礎的な調査研究に鋭意取り組み、適時適正な分類基準のあり方について検討を進めてまいりたいと存じております。関係府省庁におかれましても、引き続きご協力をお願ひしたいと存じます。

以上です。

美添会長) それでは、次の議題に移ります。

次は、諮問第321号「法人企業統計調査の改正について」の答申案について審議いたします。

まず、答申案の朗読を総務省政策統括官室の犬伏統計審査官からお願いします。

犬伏統計審査官) それでは、資料2を朗読させていただきます。

諮問第321号の答申。

法人企業統計調査の改定について。

財務省は、法人企業統計調査（指定統計第110号を作成するための調査）について、我が国における法人の経済活動全体の実態を体系的かつ的確に把握するため、平成20年度調査から、調査対象業種に金融・保険業を追加するとともに金融・保険業に対応した調査票の新設等を行った上で、実施することを計画している。

本審議会は、今回の改正計画全般について、統計の体系的整備、統計需要への的確な対応等の観点から審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記。

1、今回の調査計画。

(1) 調査対象業種の追加。

法人企業統計調査（以下「本調査」という。）については、従来、我が国における法人の企業活動の実態を明らかにすることを目的とし、金融・保険業以外の業種（以下「一般業種」という。）に係る法人を対象に実施されてきた。金融・保険業については、我が国の経済活動上、重要な地位を占める分野となっているにもかかわらず、既存の統計では金融・保険業の全容が把握されていないため、本調査において、金融・保険業を調査対象とすることにより、金融・保険業を含めた統計を体系的に整備することが求められており、このことは、「統計行政の新たな展開方向」（平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合せ）においても指摘されているところである。

このようなことから、今回、我が国における法人の経済活動の実態を体系的かつ的確に把握するため、日本標準産業分類に掲げる大分類K－金融・保険業を調査対象業種に追加し、これまで調査対象としてきた国内に本店を有する営利法人（合名会社、合資会社、合同会社及び株式会社）に加え、非営利法人である信用金庫、信用協同組合等の協同組織金融機関及び相互会社を調査対象とする計画である。

金融・保険業を調査対象業種に追加することについては、①金融・保険業の経済活動の実態を財務諸表ベースで詳細に把握する調査は他にないこと、②金融・保険業を含むすべての産業について産業横断的に法人の企業活動の実態を把握することが可能となるものであること、③国民経済計算における設備投資等の推計など統計需要への的確な対応を図るものであること、④金融・保険業に係る行政記録については、利用上の制約があるほか、対象が一部業種に限られ、四半期ベースでは把握されていないなど、これにより代替することは困難であること等から、適当と認められる。

また、金融・保険業において、非営利法人である協同組織金融機関及び相互会社を調査対象に追加することについては、金融・保険業の業態の特殊性、銀行業及び保険業においてこれらの法人が果たす役割の大きさ等にかんがみ、金融・保険業の実態を的確に把握するものであることから、おおむね適当と考えられる。

ただし、本調査の調査対象の定義については、「本邦に本店を有する合名会社、合資会社、合同会社、株式会社」としているが、①調査対象に追加する協同組織金融機関及び相互会社については、各事業法により、「主たる事務所」において登記することとされていることから、銀行業用及び保険業用の調査票において、「本店

の所在地」を「本店又は主たる事務所の所在地」に変更するとともに、②国内の本店又は主たる事務所において登記された法人が対象であることを記入要領等において分かりやすく解説することが適当である。

なお、本審議会の審議に基づき、日本標準産業分類の改定がなされた場合には、本調査においても、可能な限り、新たな産業分類に対応する業種区分とすることが適当である。

(2) 調査事項及び調査票。

金融・保険業に係る調査事項については、一般業種と同様に、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）等を基に、貸借対照表及び損益計算書に係る経理事項のほか、金融・保険業特有の事項として、各法人における店舗展開の実態を明らかにするため、店舗数に係る事項等とする計画である。また、調査票については、金融・保険業の業態の特殊性を反映した経理事項の相違を踏まえ、年次別調査及び四半期別調査それぞれにおいて、従来的一般業種用の調査票に加え、金融・保険業用の調査票として、銀行業用、貸金業・投資業等非預金信用機関用、証券業用、保険業用及びその他の証券業・商品先物取引業・その他の保険業用の計5種類の調査票を新設する計画である。

これらについては、金融・保険業の実態の的確な把握及び統計需要への的確な対応等の観点からみて、おおむね適当と認められる。

ただし、リース取引に関する会計基準の改正により、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、原則、売買取引に準じ、借り手側では固定資産として会計処理する方法に変更されることを踏まえ、会計処理方法の変更に伴う固定資産額の変動状況の分析に資する観点から、一般業種を含めた四半期別調査のすべての調査票において、固定資産増加額欄へのリース資産の計上の有無について確認する欄を新たに設けるとともに、借り手側における記入上の混乱を回避するため、新規のリース契約に係る固定資産については「新設」欄に、既存のリース契約に係る固定資産については「譲受振替等」欄に区分して記入するよう、調査票及び記入要領において注記することが適当である。

(3) 標本設計及び調査方法。

金融・保険業に係る標本設計については、業種別、資本金階層別に、資本金1億円以上は全数、1億円未満は等確率系統抽出により行う計画である。

これについては、金融・保険業における業種別、資本金階層別の母集団の分布状況を踏まえつつ、試験調査結果を基に、各階層ごとに十分な精度を担保するよう、必要な標本数を確保するものとなっており、適当と認められる。

また、金融・保険業に係る調査方法については、年次別調査及び四半期別調査において同一の法人を対象に調査するとともに、調査客体を2年間継続して調査する計画である。

これについては、調査結果の不連続性等を回避するための措置であり、適当と認められる。

(4) 集計及び公表。

金融・保険業に係る集計及び公表については、銀行業、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、その他の証券業・商品先物取引業、保険業及びその他の保険業の6業種に区分し、集計・公表する計画である。

これについては、統計需要への的確な対応等の観点からみて、おおむね適当と認められる。

ただし、保険業については、生命保険業と損害保険業において業態が大きく異なること、また、区分して表章を行うことに対する利用者のニーズも高く、全数調査でもあることから、保険業として集約した形での表章のほか、生命保険業及び損害保険業に区分して表章することが適当である。また、損害保険業については表章が可能な配当率のデータを表章することが適当である。

2、今後の課題。

(1) 信用事業のみを行う農業協同組合等の取扱い。

日本標準産業分類上、金融・保険業に分類される農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合については信用事業のみを行うもののみが該当する。これらについては、現段階においては、その実態が把握されていないため、調査対象から除外することはやむを得ないが、今後、実態を踏まえた母集団名簿が整備された段階においては、調査対象に追加することが必要である。

(2) パネルデータの作成・公表。

全数調査の対象となっている大規模資本金階層の法人のほか、金融・保険業においてはすべての法人について2年間継続して調査されることにかんがみ、統計需要への的確な対応及びデータの有効利用を図る観点から、これらの法人を対象として、

パネルデータを作成し、例えば、経常収益の伸び率別法人数など法人の分布状況に係るデータを公表するなど、本調査のデータの有益な活用を図る方策について検討することが必要である。

(3) 前回答申への対応。

ア、標本設計及び調査方法の見直し。

前回（平成13年）の改正計画案に対する諮問第274号の答申において、一般業種に係る標本設計については、毎年標本替えが行われていること、また、資本金1億円未満の資本金階層では母集団数に比べて調査客体数の割当てが少ないことから、特に、低資本金階層における調査結果の変動が大きくなっている現状を踏まえ、報告者負担の軽減に配慮しつつ、低資本金階層の標本抽出方法の見直しについて、今後検討することが必要としている。

今回、新たに調査対象とする金融・保険業の標本設計に当たっては、上記1－(3)のとおり、前回答申における指摘を踏まえた対応が図られているが、一般業種に関しては、依然として、前回答申に対して所要の改善が図られていない状況となっている。

このため、今後、前回答申への対応として、金融・保険業に係る調査の検証結果を踏まえつつ、一般業種においても、年次別調査及び四半期別調査において同一の法人を調査するとともに調査客体を2年間継続して調査する手法を導入することについて、可能な限り早期に検討することが必要である。

また、調査結果の不連続性をより小さくする観点から、金融・保険業のみならず、一般業種を含む本調査全体において、四半期ごと又は半年ごとに、順に標本替えを行う手法の導入の可能性について検討する必要がある。

イ、業種分類の的確な格付。

本調査の業種分類については、前回答申において、資本金規模の大きな法人の業種変更は調査結果全体に与える影響が大きいため、大規模法人の産業構造の変化を的確に表す業種分類の在り方について、企業活動の実態等を踏まえ、今後検討することが必要としている。

これを踏まえ、特に産業間移動による影響が大きな業種とされた船舶製造・修理業については既に業種分類の見直しが行われているところであり、また、業種分類の変更にあたっては、過去数年間の売上高の動向等を踏まえつつ、個別に判断する

こととしているが、業種分類の格付については、引き続き、適切な見直しを行うよう留意することが必要である。

以上でございます。

美添会長) ありがとうございます。

それでは、続きまして、部会の審議経過及び答申案の説明をお願いします。企業統計部会の若杉部会長からお願いします。

若杉委員) それでは、法人企業統計調査の改正につきまして、部会の審議状況並びに答申案に関しましてご報告申し上げます。

この部会は、前回ご説明したのが8月でございましたので、全体としましては、7月19日、8月2日、8月21日、8月28日と計4回部会を開催し、審議をいたしました。

7月19日につきましては、既に終わっておりますが、8月2日の部会につきましては、口頭でご説明させていただきました。今回、お手元の部会の開催状況の3ページでございますが、改めて資料として添付させていただいておりますが、今回時間の制約もありますので、8月2日の分は資料の提出でとどめさせていただきたいと思っておりますので、ご説明は8月21日の部会の報告からにさせていただきたいと思っております。

まず、第91回の企業統計部会におきましては、これまでの審議結果を踏まえてさまざまな意見等に対する回答がございまして、それについての審議を行いました。それから、その審議を踏まえて答申の骨子案を提示いたしまして、あわせて審議をしたわけでございます。

主な意見につきましてカテゴリー別にご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、調査対象業種の追加でございますけれども、調査対象の定義につきましては、現行の調査対象の定義では「本邦に本店を有する会社等」ということになっております。「本店」ということになると、銀行など海外を中心として大きな店舗、例えばニューヨークにあるとか、そういったことをイメージするケースもあり得ると、あるいは本店と主たる事務所とを混同させる、そういったおそれもあるのではないかというような意見がございました。それから、調査客体等において、実査上の誤解が生じないようさまざまな措置を講ずるべきではないかというような意見もありました。

こういったことを踏まえまして、調査実施者の方から今回調査対象業種に追加される金融・保険業の信用金庫あるいは労働金庫等については、主たる事務所において設立登記することとされている、そういったことを踏まえて、記入要領上に会社法上の「本店」及び各事業法上の「主たる事務所」で、設立登記されている法人が調査対象となるというようなことを明らかにするように明記したいという説明がありました。これにつきましては、部会としては了承いたしました。

それから、農業協同組合等の扱いなわけではありますが、金融・保険業に分類される農業協同組合等は、信用事業のみを行うものに限られております。監督官庁であります農林水産省においても、その母集団の情報が把握されていないとのこともございまして、現時点では調査対象から除外するということはやむを得ないのではないかというような意見がございました。今後、母集団名簿が整備された段階において、これについては調査対象に含めるということで、部会としては了承いたしました。

それから、調査事項・調査票でありますけれども、前回の部会で従業者数をいわゆる正社員あるいは正職員とその他と区分して把握すべきではないかという意見がございました。現在はフルタイム換算で把握しているわけではありますが、それに加えて、いわゆる正社員・正職員の数まで把握するということにつきましていろいろ議論がございました。報告者の負担が増大するのではないかということ、あるいは現行のままにすべきではないかということも、さまざまな角度からの意見がありまして、結果としては、区分すべきとの意見の背景となっている正社員・正職員から臨時雇用者へのシフト、これによって人件費が圧縮されて、それが企業の業績回復と関連するのではないかというような、そういったのが背景にあります。それを分析を行う一つの手だてとして、今年度調査からは、新たに従業員の給与と賞与を区別する、そういった把握をすることになっておりますので、そのデータをうまく活用して分析をするということも考えられるのではないかというような意見もございました。

このような意見を踏まえまして、今回は新たに従業者数をいわゆる「正社員・正職員」と「その他」というふうに区分して把握するということはしないで、現行どおりフルタイム換算で把握するということのみとするということで部会の了承を得た次第であります。

それから、集計・公表事項でありますけれども、保険業の区分表章、これにつきまして、さまざまな意見がございました。必ずしもその調査票様式の区分に合わせた分類で表章することにこだわる必要がないのではないか、利用者ニーズを考えれば、保険業について区分して表章すべきではないかというような意見がありました。それから、片方で貸金業についても将来的に区分して表章することを検討してほしいということも意見としてはございました。

それに対して、貸金業については、業態の性質にかんがみますと、余り高い回収率が現時点では見込めないかもしれないと、したがって、今後の回収状況を踏まえながら区分表章するという可能性についても検討すべきではないか。あるいは、全数調査である保険業と異なって、標本設計ともかかわる問題になるので、慎重な検討が必要なのではないかというような意見もありました。

このような意見を踏まえまして、保険業につきましては、保険業としての表章というとともに、生命保険業と損害保険業に区分して表章するということといたしました。それから、保険業を区分して表章することに伴って、表章が可能な損害保険業の配当率につきまして表章を行うように変更するというので、これも部会として了承をされました。ただ、貸金業の区分表章につきましては、今後の回収状況あるいは標本設計の見直し等の問題とも関連するので、実現可能性も含めて、次回の部会までにさらに調査実施者において検討してはどうかということになった次第であります。

それから、パネルデータの作成ということについて意見がございました。①に書いてございますように、分布状況に係る情報を用いて分析をするというユーザーがふえている中で、例えば対前期比でありますとか、前年同期比の伸び率別に企業の産業・規模それぞれの分布状況を提供するということは非常に有益ではないか、既存の統計ではこのようなデータはないと、新しくこういう金融・保険業の統計を整備するというに伴って、こういったことが期待されるのではないかということで、パネルデータ化を図るということは、本調査の有用性を高める上で非常に重要ではないかという意見がございました。

②に書いてございますように、統計利用者へのサービスの、あるいはニーズへの対応という観点から、パネルデータを何らかの形で公表するということが必要ではないかという意見がありました。

このような意見を踏まえまして、データの有効利用を図る観点から、パネルデータの作成あるいは公表の可能性について今後検討するということとされた次第であります。

それから、前回答申への対応等につきましては、①に書いてありますように金融・保険業以外の一般業種における低資本金階層の標本抽出方法の検討、これにつきましては、既に答申から6年経過しているわけでありまして、今後、金融・保険業の調査結果の検証を踏まえるとともに、報告者負担にも十分留意しながら、金融・保険業と同様に年次別の調査あるいは四半期別調査において同一の調査客体を2年間継続して調査できないかどうかと、こういう可能性について可能な限り早期に検討してはどうかということになりました。

それから、②に書いてございますように、前回答申で今後の課題とされました大規模法人の産業構造の変化、これを的確にあらわす業種のあり方につきましては、前回答申時に産業間移動による影響が大きな業種として指摘された「船舶製造・修理業」、これにつきましては、その後業種区分の見直しを行い、改善が図られたところではありますが、業種区分は調査結果に大きな影響を及ぼしますので、引き続き適切に見直しを行うように留意するということになったわけでありまして。

それから、経済センサスとの関係についての意見であります。平成23年の経済センサスでは、主産業だけではなくて従産業もとらえられると、あるいは複数の事業活動が行われている場合には、最も大きな付加価値がどの事業活動から生まれているかということをもとに、適切に業種分類の見直しをするということが可能になるというようなご意見がありました。前回の答申での指摘事項である産業構造の変化を的確にあらわす業種のあり方、これについて検討する際の重要な情報になるのではないかという意見がございました。

本調査と経済センサスとの関係については、まだ経済センサスの具体的な計画が明らかになっていないということから、今後の検討状況を見つつ所要の対応を図っていったらどうかということになりました。

そういった議論を踏まえた後、答申骨子案について議論いたしました。答申骨子案の中では①、②に書いてございますように、年次別調査票において項目のコード番号が不ぞろいになっていないかどうか、あるいは金融・保険業の調査票とそれ以外の一般業種の調査票の用語が不整合になっていないかというような点について指

摘がありまして、これらについて次回までに検討するというございました。

それから、③にありますように、調査対象業種に金融・保険業を追加することを適当とする理由として、我が国の法人の企業活動の実態を全産業横断的に把握するということが今回可能になるという点をもう少し答申案に触れるべきではないかという意見がございました。

それから、既にご説明したところでありますけれども、保険業を生命保険と損害保険に区分して表章するという、そういった変更をする一方で、両業種におきまして、財務諸表上の項目が一部違っているというものもございます。にもかかわらず、調査票については現行案のとおり同一様式のままでもいいのかどうかと、調査客体の混乱は生じないのかという意見がございました。これにつきましては、調査実施者において調査票様式を同一としたままでよいかどうかという妥当性について、もう一回念のために検討するという事になったわけでありまして。

以上のような意見を踏まえながら、答申骨子案についての修正、それから答申案を作成し、次回の部会で審議するという事で91回の部会を一応終えたわけでありまして。

引き続き、92回の部会でありまして、8月28日、お手元の11ページであります。28日に開催されました92回の部会について、簡単にご報告をいたします。

まず、前回部会で残された課題の中で、調査票上のコード番号及び用語の整合性、これにつきましては、確かに、コード番号につきましては、不ぞろいになっていることは否めないわけでありまして、データ処理上あるいは調査客体における記入上の混乱、これは現在不ぞろいになっている一般業種においても混乱が生じていなくて、逆に今回変更の際して、既存の集計・公表システムの改修、これも必要となってくる事態も生じます。予算的にも直ちに対応するのは非常に難しいということもあり、調査実施者の方からのそういった説明があつて、部会としてはやむを得ないということで了承いたしました。

それから、年次別の調査票につきまして、一般業種用と金融・保険業用の用語の不統一、これにつきましては、従来から使用されている一般業種用の調査票の記載に合わせた修正案が示されて了承されたということでありまして。

それから、調査対象の定義の明記につきましては、前回の審議を踏まえまして、記入要領の中で、国内の本店または主たる事務所において登記された法人が対象で

あるということを明記する具体的な記載例が提示されて了承をされました。

それから、貸金業の区分表章の可能性、これでありませけれども、調査実施者の方から今後の課題として検討したいという説明があつて、了承されました。先ほどの部会報告のとおりであります、貸金業はその業態の特殊性から回収率の面でやはり多少の懸念があると、あるいは区分表章に当たって、標本設計の問題もかかわってくるというようなことから、実現可能性も考えた上で今回の答申案には盛り込まないということで、今後留意すべき事項として私の方から審議会での報告事項とすることで対処したいという、そういうことで了承をされました。

それから、保険業及び損害保険業の調査票、これが同一であるということの妥当性についてでありますけれども、相違するさまざまな両業種に相違する項目を含めて、両業種に係る必要な項目を網羅した形で調査票が設計されているということで、また調査客体に混乱が生じないように周知徹底させるよう万全を期すというような調査実施者からの説明がありまして、保険業の調査票については原案どおり同一様式とするということで了承されました。

それから、日本標準産業分類の改定に関する対応であります、先ほどの審議会の答申案で受理されました日本標準産業分類の改定に係る答申案、これがこの審議会で諮られる、こういった予定になっていることを踏まえて、法人企業統計、本調査におきましても産業分類の改定内容、これを踏まえた所要の対応を図ることが必要ではないかということになり、それに関して合意が得られました。

ただし、時間的、予算的な制約があつて、現行のすべての産業について直ちに対応するということについては、さまざまな困難がありますけれども、少なくとも今回改正されて、新たに新規に対象となる金融・保険業については、新しい産業分類に対応した業種分類に見直しを行うということが必要ではないかということで、それが適切であるということが了承されました。その上で、調査実施者の方から新たな産業分類に対応した修正を行った調査票、それから表章様式等の関連資料が提示され、その結果、一部調査票、表章様式の誤字、脱字等の修正は行いましたけれども、基本的に了承されました。

最後に答申案との変更点に係る事務局からの説明を踏まえて、答申案について審議を行いました。その結果、一部字句の修正を行った上で、先ほどの事務局からのご説明のとおり原案どおり答申案について了承されたということでもあります。

以上が、第92回部会の結果、概要であります。

以上が部会の結果であります。引き続き答申の補足説明をさせていただきたいと思っております。

答申につきましては、先ほど事務局からの説明がありましたように、答申と、それから、4ページにわたる答申がありますが、その後に参考資料がついてございます。この参考資料の中で、既に改正すべきさまざまな点を織り込んだ、そういった調査票でございますとか、あるいは表章様式、そういったものが添付されてございます。適宜これをご参照いただきながらお聞きいただきたいというふうに思います。

まず、答申は2つのパートからなっております。今回の調査計画、それから今後の課題ということになっております。

今回の調査計画につきましては、まず第1番目の調査対象業種の追加でございますが、これは第1パラグラフで、るる本調査の目的と、それから金融・保険業を対象とすることの経緯、背景、こういったものをご説明した上で、第2パラグラフで、今回の計画のアウトラインを記載してございます。それで、第3パラグラフのところで金融・保険業の経済活動の実態、これを財務諸表ベースで詳細にとらえる調査というのはほかにはないと、あるいは、今回の改正によって、全産業横断的に法人の企業活動の実態が明らかになると、それから、従来から求められてきた国民経済計算等の推計など統計需要に的確に対応できると、それから他方で行政記録については、守秘義務の観点あるいは利用上の制約、それから対象業種、把握期間、こういったなどの面で難しいと、代替が困難であるということを経由して今回の改正計画は適当であるというふうに考えました。

それから、第4パラグラフのところでは、金融・保険業という業態の特殊性、それから銀行業、保険業の中で果たす役割の大きさ等にかんがみまして、営利法人に限らず非営利法人であります協同組合、協同組織等金融機関あるいは相互会社を調査対象に追加するという点については、適当ということにいたしました。

ただし、調査対象の定義のところでは、先ほど申し上げましたように、協同組織金融機関等については、各事業法で「本店」ではなく「主たる事務所」というふうに登記することとされている、そういったことを踏まえて、調査票においては、そのように変更する。

それから、定義につきまして、調査客体において、わかりやすい表現となるよう

に、記入要領等において、国内の本店または主たる事務所において登記された法人が調査対象となるということを明示するのが適当ということになりました。

それから、なお書きの部分でございますが、先ほど申し上げましたように、本調査においては、新たな日本標準産業分類の改定に可能な限り対応を図るということといたしました。少なくとも今回新たに調査対象業種に追加される金融・保険業については、平成20年4月以降に調査が実施される予定であることも踏まえて、所要の対応を図るということが適当であるということとしております。したがって、調査票等については、すべて新たな標準産業分類の改定に対応した、そういう業種分類になっているということでございます。

それから、調査事項及び調査票につきましては、金融業の実態の的確な把握、それから統計事業への的確な対応等の観点から見て、おおむね適当であるというふうにいたしました。ただし、所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理方法の変更に伴って、固定資産額の変動状況について分析することが可能となるように、四半期別調査票において固定資産増加額欄へのリース資産の計上の有無、これが確認できるようにその欄を新設するなど所要の対応を図ることが適当であるというふうにしております。

それから、標本設計及び調査方法につきましては原案どおり適当といたしました。

それから、集計及び公表については、おおむね適当といたしましたけれども、利用者ニーズを踏まえ、この審議会でもご意見がございましたけれども、保険業を生命保険業と損害保険業に分割して表章すること、それから、これに伴って保険業のうち損害保険業については、表章が可能な配当率のデータについて表章することが適当であるということといたしました。

それから、2番目の今後の課題でありますけれども、信用事業のみを行う農業協同組合の扱い、これにつきましては、産業分類上金融・保険業に分類される信用事業のみを行う農業協同組合等についても、本来は調査対象に含めるべきところではありますが、母集団名簿が整備されていない現時点においてはやむを得ないということではありますが、これが整備された段階においては調査対象に含めることが必要であるというふうに考えております。

それから、パネルデータの作成・公表につきましては、金融・保険業以外の一般業種が6億円以上、それから企業保険業では1億円以上の法人が全数調査となって

おります。さらに、金融・保険業では、全数調査以外の層の法人についても2年間は継続して調査されるということになっておりますので、統計需要への対応、あるいは片方で報告者負担に見合ったデータの有効利用、こういったことを図る観点からもパネルデータを作成し、例えば経常収益の伸び率別の法人数などの法人の分布状況に係るデータを公表するなど、これからこの調査のデータの有効な活用方法について検討するよう求めています。

それから、前回答申への対応でありますけれども、標本設計及び調査方法の見直し、これにつきまして、平成13年度の前回答申で低資本金階層の法人の標本抽出方法の見直しを行うように指摘されたということでもあります。これにつきましては、新規に対象となり、今回対象となります金融・保険業についてはこの指摘を踏まえた対応を図られておりますけれども、一般業種についてはまだ検討課題となっております。このため、今後今回の金融・保険業に係る調査の検証結果も踏まえながら、一般業種についても同様に年次別及び四半期別調査の対象を同一とする、あるいは調査客体2年間継続して調査するという点について、可能な限り早急に検討するよう求めています。

それから、業種分類の的確な格付、これにつきましては、前回答申の指摘を踏まえ、所要の対応が図られているところでありますけれども、調査結果に及ぼす影響が大きい問題でありますので、引き続き適切な見直しを行うよう留意するということを求めています。

以上が答申案の説明でありますけれども、先ほど申し上げましたように今後の課題として指摘した点はもとよりでありますけれども、本答申案には盛り込みませんでしたけれども、貸金業につきましては、今後実施されます本調査結果を検証しつつ、貸金業に係る適切な区分表章のあり方について引き続きご検討いただくよう、私の方からこの場をかりてお願いをいたしたいというふうに考えております。

答申案の説明については以上です。

美添会長) どうもありがとうございました。ただいまのご説明、ご報告に対しまして、ご意見、ご質問等お願いいたします。いかがでしょうか。永瀬委員、お願いします。

永瀬委員) 答申案ではなく資料3の7ページに書いてあることなんですけれども、正社員からパート等臨時雇用者へのシフトの転換による人件費圧縮の結果と企業の業績回復との関連分析の一助としては、従業員給与と賞与を区分して把握することになって

いるので、このデータを活用するとわかるであろうということの意味がちょっとよくわからなかったので、もう少し説明していただければありがたい……

美添会長) これは部会長よろしいですか。

若杉委員) これは部会の意見というよりも部会である委員から意見として出されたということではありますけれども、おっしゃっている趣旨は、パートであれば恐らく賞与というところでは余り反映されないのではないかということで、これまでは従業員の給与、賞与、これを区分して表示していなかったもので、人件費として一括して計上されていた。それが、多少ここで区分されることによって、正社員とパートが必ずしも明らかになっていなくても、この人件費の圧縮、これが企業の業績回復にどの程度影響があったのかというのを間接的に把握する一つの一助となるのではないかと、そういうことでありますので、これですべてがわかるということではありませぬし、正社員からパートに切りかえたことに伴って人件費圧縮がどのくらいあったのかというのを、給与と賞与だけで区分するということは難しいかと思えますけれども、賞与の中には少なくともパートに関しては入ってこないのではないかというような理解だと思えます。

永瀬委員) パートがふえると平均給与が下がるという部分と、それから賞与が相対的にはやや下がるという可能性があると思えますけれども、同時に景気変動によって、別の要因で賞与が変動するということがあると思えますので、なかなかこれだけではわからないのではないかなと思ったので、どういうことなのかなというふうに思って質問させていただいたんですけれども、労働の分野あるいはさまざまな暮らしに関する分野では、非正規化の進展というのは非常に大きな問題でございますので、このようなことが検討されたというのは大変よかったなと思うんです。取り上げられなかったとしたら、ちょっと私のように労働をやっている者としては大変残念な気がいたしますのですが、こういうことを申し上げたいというふうに思います。財務諸表と、それから企業のそういった人的 あり方との関連を関連づける統計というのは、厚生労働省ではさまざまな統計されておりますけれども、そういった統計がカバーされていないというのが少し残念かなと思いました。その点だけ一言感想として申し上げたいと思います。

若杉委員) 今の点につきまして、そのような意見もございました。それから、片方で、正社員・正職員という言葉の持つ意味、これはどういう意味か、必ずしもよくわからな

いと。要するに正というのがどういうことを意味して、これから、あるいは現在雇用形態が非常に多様化している中で、このような区分が持つ意味というのをもう少しいろいろな点から考える必要があるのではないかというような意見もありました。そういったことも踏まえて、今回はあえてこの区分を分けて、截然と分けるということに関してはもう少し様子を見た方がいいのではないかという意見でありました。美添会長) よろしいでしょうか。この部分はさまざまな意見が提示されたというものを用意したところで、永瀬委員ご指摘のような発言は確かに部会であったということで。

永瀬委員) 正社員と非正社員という分け方が、実際日本の賃金面では非常に大きく賃金を規定しているということは知られていることで、労働時間以上に正社員か非正社員かということで、非常に規定されているということは明らかに統計上なっているということは

美添会長) ご指摘ありがとうございます。ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

3回分の部会で、8月2日につきましては、前回口頭でご説明いただきましたけれども、以上の部会報告につき基本的にはご了解いただいたとしてよろしいでしょうか。

若干私からも念のために確認させていただきますが、口頭で、答申案に書いていないことで、部会長から意見が出ました点、貸金業なんです、部会での意見のとおり、今回初めて導入し、回収状況も確認できない段階で区分表章を確定しないというのは懸命な選択だったと思います。今後の課題としては十分に認識した上で調査が始められると思います。

それから、課題等について、委員から発言がないので、念のために確認なんですけれども、金融・保険につきましては、2年間継続という新たな調査体系を導入するというので、これは から出されたものと思われませんが、同じ手法を一般の業種について直ちに適応できるかという問題については、ある程度の検討期間が必要だろうと私にも思われますので、これを課題として表現したということには、個人的に賛成です。

最後になりますけれども、日本標準産業分類の改定、きょうの審議会で正式に承認されたわけですが、その案に沿った形で既に対応、試案だと思いますけれども、部会で議論されたということで、この点ちょっとだけ詳しく確認させてほしいんですけれども、調査票として対応したものが幾つかありますね。一般業種以外の様式

でいうと、例えば年次調査であれば、第3号様式、第4号様式あたりで先ほど見ていたら、項目が変わっていないくて、一番右下に貸金業とあるところが、貸金業、もとの案は この表現がクレジットカード業と、ここは既に対応されたものとして今回の資料が添付されているということに この意味だと理解してよろしいですね。項目そのものはいじっていない。

若杉委員) 調査票の項目は変更しておりませんが、業種区分にかかわるところは金融業・保険業に関しましては新しい産業分類に沿った形で整理をいたしました。

美添会長) 一般業種については、調査票は第1号様式と第7号になるのでしょうか。年次と四半期では全く同じものを採用して、対応するとしたら、その集計の段階で新しい産業区分に対応すると、そういう理解でよろしいんですね。

ほかに。

- - 委員) ちょっと私余り最近統計見ていなかったもので、どう理解していいのかわからなかったんですけども、要するにリース資産は、今度その売買取引になった結果、答申の中で扱いを変えましたというふうに書いてあるんですが、これはリース分というのが特定化できるような形になるのでしょうか。それとも、ここで純増になってしまうのでしょうかというのをちょっと伺いたかったんで。

美添会長) 答申で扱いを変えたのではないんだと思いますが、これご説明は。

- - 委員) いえいえ、一般業種についても、この設備投資に入るわけですよね。違いますか。この理解がちょっと……

美添会長) 原案の段階で提案されたものではないですか。

- - 委員) そうです。もともと入っていたんですけども、2ページの下ですよ。

美添会長) 答申の上の方でしょうか。

- - 委員) はい、答申の2ページの下の方で、「ただし、リース取引……」

若杉委員) これについては、リース取引に関する会計基準が改正されましたので、それがこの所有権移転外のファイナンス・リース取引、これについてどういう形で固定資産として会計処理するかということ、これがこの設備投資の金額にかかわってくるわけでありまして。それがわかるようにするために、一般業種も含めて四半期別の調査票のすべてで増加額へのリース資産、これを計上してもらって、それから借り手側における記入上の混乱、これを避ける意味で、その新規のリース契約に係る固定資産については新設、それから既存については譲受振替等の欄に区分して記入してい

ただければ最終的にはその差額がわかるというふうに……

美添会長) 今指摘のとおりです。ここは修正が入った。

- - 委員) それで、そのときに、新設欄の中にリース契約に係る固定資産、ちょっと調査票のを見ていなくて申しわけない……

若杉委員) 調査票のですね……

- - 委員) ごめんなさい。今ちょっと急に気になったものですから。

若杉委員) 第7号ですね。失礼、7号じゃないか。

- - 委員) 先生、私の心配は、新設の中に、今期新たにリース契約をしたものが、実際リースでなくて、実物を買ったものと、所有権をとったものと、まぜこぜで、まぜこぜって変な言い方ですね、書かれますと、設備投資はこの期、この調査から急増するような形になるのでしょうか。従来から、それはここに入っていたのかしら。

美添会長) 実施者からお答えいただけますか。

- - - -) はい、今この新設の欄に書いていただくのは、従来からある、もちろん設備投資の範囲、それから、リース会計基準の変更ということは、今までオフバランスになっていたというか、リース会社が設備投資に、ここに計上して、それを賃貸という形でそれが、今回はそれぞれが売買と同じですからここに載せてくると。

- - 委員) 継続性はここで途切れるわけですね。だから、それ別枠で書かせることをするんですかということを知りたかった。

- - - -) いえ、別枠ではないです。全体に、トータルで見たら変わらないと思います。

- - 委員) そうですか。それは業種別の設備……

- - - -) はい、業種別には、そういうことは……

- - 委員) 業種別には大きく変わってしまうという、それは当然仕方がないと思われるのか、それとも第1回だけ、どのぐらい、第1回というより最初の1年でしょうか、別枠で書くようなことは検討されなかったのでしょうか。

- - - -) はい。

- - 委員) 多分業種別設備投資がすごく大きく変動することになると思うんですね。従来全部リース業に計上されていた分がばらまかれちゃうわけですね。ですから、ファイナンス・リースですからかなり大きいものがいっぱいある、それはどういうふうに後扱われる予定なのかをちょっと知りたかった。

若杉委員) リース業を対象として契約額はとれますから、従来どおりリース業の仮設的な設

備投資に当たるとは思います、それをとらえることはできる。むしろ、実際にその機械設備等を使用しているところがどれだけの金額、実際の本当投資額ですね、それを今回法人企業統計で、会計基準の、ファイナンス・リース取引の所有権移転外取引についてオンバランス化することによって可能になったという、情報がもっとふえたという、そういう理解だけでよくて、今回……

- - 委員) 継続性は問わないということですか。

若杉委員) だから、継続性がとれるようになっているんでしょう。むしろ、オンバランスすることについて、新しくリース取引を、リース契約を行ったその資産額と、従来からリース契約をしていたものについて、既存の契約額をオンバランス化した、その区別をしませんと、従来リース取引、リース契約をしたものを今回新たに新設の中に……

- - 委員) それはおかしいです。

若杉委員) そうすると、継続性がとれない。それを、その弊害を除去したということ。

- - 委員) だから、新設と既存を分けたことは評価するんですけども、リースと実際の設備投資額とが区別されていないところで、やっぱり断絶があるような気がしたので、ちょっとそこはどういうふうになるのかを伺いたかった。

美添会長) 説明が正しいとすると、集計で対応できるのではないかな。

- - 委員) 推計は恐らく従来のリース業の方の業種別リース残高ですかね、何かそういう業界統計、じゃないのがあるかもしれませんが、それで分けられるとは思いますが、この統計からは、断絶が生じてしまうのかなとちょっと……

美添会長) この統計で前期との比較ができる企業については、わかるような統計になっているという……

- - 委員) なっていないです。要するに、リースと直接投資とが区分されて書かれないわけですよ。

- - - -) それで、下の方に項目ございますけれども、ここに記入があった場合に、につきまして、リース 適用しましたかという、はい、いいえを、実はこれをちょっと追加させていただきました。

- - 委員) それだけがリース資産ですかというようなこと……

- - - -) いえいえ、ですから、そこまで負担をかけられないものですから、記入者に。これを分析する上で、この項目があることによって、そこがふえていれば、従来より、

先ほど会長がおっしゃったように、そこで分析することはできるというので、この項目をつくったわけでございます。

- - 委員) それは、はい、いいだけです。それだけ ですね。何か推計は恐らく可能であろうと思うんですが。

美添会長) 趣旨はご理解いただいたでしょうか。

- - 委員) はい、多分、表章上はそういう注をかなり詳細につけないと誤解を生むのではないかというふうに、ちょっと思いました。

美添会長) 従来も商法の改定するときなどは、大きなギャップが生ずるわけで、これも会計基準の変更ですから、何らか生ずることはやむを得ないことで、それに対してどの程度正確な措置をもって対応できるかを工夫したということだと、私は理解して、以上の理解でよろしいでしょうか。

- - - -) 大きな会計基準、今までも変わっておりますので、この結果が大きな 出た場合は、こちら後程承認統計というので、その結果をとらせていただきます。

美添会長) ありがとうございます。ほかに、ご意見等ございますでしょうか。

特段反対意見はないものと認めますので、ただいまの原案につきまして、当審議会の答申として採択することが適当と思われま。ご異議ございませんでしょうか。それでは、この案をもちまして総務大臣に答申することといたします。

ただいまの答申に関して財務省総合政策研究所の大久保調査統計部長からごあいさつをいただきます。

大久保調査統計部長) 本日答申をいただくことになりまして、ありがとうございます。

調査計画に関してご指摘いただいた点につきましては、早速それらを加味しました上で、来年度の4、6月調査の実施までに必要な手続あるいは準備を今後鋭意進めていく予定としております。

今回、金融・保険業の追加ということであったわけですが、そのために調査票の種類が四半期、年次調査あわせてそれぞれ5種類ずつふえるということや、サンプル数も年次で1万社、四半期で約7,000社ふえるということになるわけですし、私どもにとりましては、実質的に新たな統計を立ち上げるに匹敵するような大事業であるというふうに認識しているわけでありま。

これもひとえにすべての産業について産業横断的に企業活動の実態を把握するという、省内外のニーズにこたえるためということに尽きるわけでありまして、私ど

も身の引き締まる思いでこれから実施していかなければならないと思っています。

また、本日の答申でご指摘いただいた今後の課題につきましても、引き続き関係者の皆様のご協力も賜りながら検討していきまして、さらに充実した法人企業統計をご提供するよう努力していきたいと考えております。

本日はどうもありがとうございました。

2 部会報告

①第135回運輸・流通統計部会

②第90回、第91回及び第92回企業統計部会

③第27回、第28回及び第29回産業分類部会

美添会長) それでは、次の議題に移ります。

続きまして、部会の開催状況の報告があります。8月24日に開催されました第135回の運輸・流通統計部会において、港湾調査の改定について検討したとのことですので、ご報告いただきます。報告は、運輸・流通統計部会の三輪部会長からお願いします。

三輪委員) 統計審議会の最後の会合を終えて、予定時間が終わった後、何だそんなもんは、それは何だというのがあるかもしれませんけれども、答申を受けたわけでもありませんし、審議会として部会審議を依頼した記憶もない案件なのに何だというように思われるかもしれませんけれども、50年、60年続いた統計審議会がこういう慎重な制度も用意されていたんだということを象徴するような手続であるということで、内容よりも手続に関心を持っていただきたいと言うとしかられますけれども、慎重な審議を象徴するような内容であります。

案件は、港湾調査の改正についてでありますけれども、国土交通省の港湾調査の改正計画案について、その改正内容が本審議会における審議を必要としない軽微な事項に該当するか否かについて判断するため、もう一回言いますけれども、改正内容が本審議会における審議を必要としない軽微な事項に該当するか否かについて判断するため、8月24日に第135回運輸・流通統計部会を開催し、予備的な検討を行いました。

仮にこの場合に、軽微にしちゃいけないということになりますと、答申を受けて、もう一回審議をしてという手続に入るんですけれども、幸いなことに部会といたし

ましては、軽微な案件として扱ってよろしいという結果になりましたので、その経緯をご報告いたします。

お手元の資料3の部会の開催状況1ページからの部会の結果概要に沿ってご報告させていただきます。

部会におきましては、初めに事務局から今回の部会開催の経緯について説明がありました。調査実施者が指定統計調査の承認事項を変更しようとする場合、これを総務大臣が承認または承認しないこととするに当たっては、統計法施行令第1条の3により、あらかじめ統計審議会に意見を聞かなければならない。ただし、統計審議会が軽微な事項と認めるものについては、この限りではないというふうに規定されております。

また、この軽微な事項に該当するか否かの判断については、統計審議会が軽微な事項と認めるものの取り扱いについてという平成13年2月16日の統計審議会で決定された文書がありまして、その中で、軽微な事項と考えられるが、その判断により慎重を期すことが必要と考えられるものについては、会長及び関係する部会の長と協議の上、部会において予備的な検討を行うこととされていることを踏まえまして、今回の港湾調査の陸上出入貨物調査の休止が軽微な事項に該当するか否かについて、部会に予備的検討をお願いするものである。

つまり、指定統計調査の一部に関しまして、今回お休みしたい。そういうことについて、軽微かどうかという、軽微であればそういう処理をしていいんですけども、軽微かどうかということに関しまして、ルールに従って検討したということがあります。

慎重を期すことが必要だという判断から、会長と相談をいたしまして、これは部会で検討いたしましよというところで、急遽8月24日に会合を開いたということがあります。

内容でありますけれども、調査実施者である国土交通省から港湾調査の調査概要及び陸上出入貨物調査を休止するに至った理由等の説明があり、その説明を踏まえ審議が行われました。ちなみに、この調査は、戦前の資源調査法にセンゲンを持つ由緒正しい大変な調査だそうであります。

国土交通省からの調査の休止に係る説明としましては、第1に陸上出入貨物調査は全国を5ブロックに分け、5年で一巡するよう毎年1つのブロックのみを選定し、

その中の主要港湾を経由する貨物の流動状況について付帯的に調査をしてきた。港から出入りするものの陸上の流れについて調査するものであります。

しかしながら、貨物の流動状況を把握する既存の承認統計調査と調査事項が類似し、調査時期も重複している。これ1番目の理由であります。

2番目は、このため、かねてから業界団体や調査客体から調査の重複排除が要望されていること、また現在検討中の港湾調査全体見直しの中で、承認統計調査への統合も含め検討しているところでありますけれども、その検討結果が出るまで引き続き陸上出入貨物調査を実施することは困難な状況となっているため、平成19年度調査以降、本調査の見直しを行うまでの間調査を休止したいというものであります。やめるということではなくて、検討しているその期間休止をしたいということです。

この説明を踏まえた部会の主な意見としては、次のとおりであり、非常に慎重な審議が行われました。

まず、第1のとおり陸上出入貨物調査を休止することで類似する承認統計調査への重複排除が図られることになるのか、また、本調査で把握してきた事項については、調査が休止されてもそのほかの統計調査で代替できるものと考えてよいのかという質問がありました。

これについて、調査実施者からは、休止により重複排除が図られる部分もある一方、原油や石炭など梱包されずにばら積みされるいわゆるバルク貨物については、既存の承認統計調査では把握できないことから、今後新たな調査を立ち上げることを含め検討したいという回答がありました。

2番目は、2のとおり類似する調査の1つと挙げられた全国輸出入コンテナ貨物流動調査では、港湾調査における調査対象港湾の一部の港湾に限られるため、今回の陸上出入貨物調査の休止により、後背地の動向がうまくとらえられなくなることを懸念する意見が審議協力者である自治体からありました。

これについて、調査実施者から過不足のない調査設計を行うよう今後検討していきたい旨の回答がありました。

それから、審議に入る前の調査実施者からの説明の中で、類似する2本の承認統計調査との関係を含め、今後港湾貨物の流動状況にかかわる調査体系についてどう整理する方向で考えているのかを示した図をもとに説明があり、陸上出入貨物調査については、将来的には、承認統計調査に統合する方向で検討することとし、陸上

出入貨物調査の調査事項のうち承認統計調査で把握されていない項目については、承認統計調査の調査事項に上乘せすることによりデータの過不足のないようにしたいと説明がありました。

これについては、③のとおり、港湾調査の見直しにかかわる検討結果として、陸上出入貨物調査を今後行わないこととするためには、調査実施者から説明があった調査体系が実現されることが前提であり、もしこれが実現しない場合には調査の復活もあり得るものということで、今回調査を休止することにした軽微な事項と処理することで問題ないのではないかという意見がありました。やめてしまうということにオーケーを出したわけではないということです。

また、④のところで、調査の休止によるバルク貨物については、新たな調査が立ち上がるまでの間、しばらくは実態を把握できないということになることになるものの、それほど大きな影響はないのではないかという意見がありました。

これは、5年に1回選んで一巡するというものですから、1回休むと確率は5分の1で、順序ですけれども、ということですから、実態としては、長い間休めばともかく、それほどのことではないだろうという意見がありました。

⑤のとおり、陸上出入貨物調査を休止するのは、港湾調査全体見直しの検討結果として承認統計調査に統合するとの結論が出てからでもよいのではないかとの意見がありましたが、これについて、調査実施者からは、報告者負担の観点から、引き続き実施することは難しく、休止せざるを得ない厳しい状況があるとして、改めてぜひご理解いただきたい旨の回答がありました。

このような意見を踏まえ検討した結果、最終的に本件については、報告者負担の軽減等の面から調査を休止することはやむを得ず、また諮問を必要とするほどのものとは認められないことから、軽微な案件として取り扱うことで妥当であるとされ、平成20年度を目途に結論を出す方向で検討中の港湾調査全体の見直しが行われるまでの当面の間ということで、陸上出入貨物調査を休止することについては、部会として了承されました。

部会の結果概要についての説明は以上です。

美添会長) どうもありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見等があればお願いいたします。

詳細な説明をいただきましたけれども、最後の結論のところにありますように、

港湾調査全体の見直しが現在進行中であるということも、その範囲での休止ということで適切と判断されたということですので、格段反対意見はないと思います。

3 その他

美添会長) 次に、報告事項に移ります。

平成19年8月には、お手元の資料4があると思いますが、この資料にありますように、総務省政策統括官室において指定統計調査等について、軽微な承認案件として延べ5つの調査につき処理が行われています。これにつきまして、犬伏統計審査官及びアイダ統計審査官から報告をお願いします。

初めに、犬伏統計審査官をお願いします。

犬伏統計審査官) 8月中に承認されました指定統計調査の変更について。

最初にまず経済産業省の生産動態統計調査でございますけれども、本調査は鋳工業製品について ことの生産出荷在庫の数量を毎月114の様式、月報で把握しているわけでございます。そのうち今回4つの月報につきまして、20年1月調査から法改正等が行われたということに伴って、調査品目について主要な見直しを行うというものでございます。

具体的には、静止電子機械器具というのを把握します機械器具月報(その29)というのがございまして、これにつきまして、いわゆる省エネ法やそれを受けましたJ I S規格の改正に伴いまして、標準変圧器の内訳として油入り変圧器とモールド変圧器に区分して把握すると。

それから、航空機を把握します機械器具月報(その45)と、それから武器を把握します機械器具月報(その49)というのがございまして、その中の調査票の表記でございますが、防衛庁となっていたものを防衛省発足に伴って防衛省に表記を変更するというものでございます。

それから、もう一つは鉄鋼管を把握しておりました鉄鋼月報(その6)というものでございますが、これにつきまして昨年度の本調査の開催におきまして、 者負担の軽減ということもございまして、耐熱鋼と高マンガン鋼を統合いたしまして、その他の特殊用途鋼と変更したところございまして、今回それに合わせた形で、耐熱鋼をその他特殊用途鋼ということに変更するといったものでございます。

それから1つ飛ばしていただきまして、家計調査でございます。家計調査につき

ましては、ご案内のとおり平成11年7月から農林漁家世帯を調査対象に追加いたしました。平成12年1月から農林漁家世帯を除く系列に加えまして、農林漁家世帯を含む系列についても公表を開始しているところでございます。

また、平成18年2月から農林漁家世帯を含む系列のデータの蓄積が図られたと、季節調整を行うようなデータの蓄積が図られたということで、農林漁家世帯を含む系列を主系列として毎月公表してきているところでございます。

しかしながら、事務の簡素、合理化等の見地から、20年1月分からは農林漁家世帯を除く系列の結果表を大幅に縮小いたしまして、全国の結果のみを農林漁家世帯を含む系列と同時に公表するというに変更したものでございます。

なお、これによりまして、含まない方の、除く系列については、1週間ほど早期公表につながるということでございます。

それから、地域区分の表章でございますが、市町村合併に伴いまして、市町村地区が大幅に減少したと、これに伴いまして、平成20年の標本設計におきまして、会計区分の都市会計区分の小都市B、いわゆる人口5万人未満都市と、それから町村、これを統合いたしまして、層化抽出してございます。この結果、従前の小都市B、5万人未満市でございますが、それと町村を一本化して表章するということとともに、小都市Bを単独で表章することが困難ということになりまして、人口5万人以上市と小都市B、人口が5万人未満市を、これを合計した全都市という区分を今回廃止するというものでございます。

私の方からは以上です。

美添会長) 続きまして、アイダ審査官お願いします。

アイダ統計審査官) 続きまして、資料4の2つ目、人口動態調査に関してでございますが、これは結果表章中の感染症による死因別死亡数の表示に用いております分類が改正されたということで、これは感染症の予防より感染症の患者に対する医療に関する法律というものが平成18年12月に改正されまして、本年4月から施行されているということで、この分類が改正されるということでございます。

例えば、南米出血熱等の死因というものが追加されたということでございます。この結果につきまして、9月から公表されるということで、8月に承認を出しているものでございます。

続きまして、4番目の木材統計調査に関してでございますが、これは調査方法と

調査系統の変更に関するものでございます。ここで統計調査の基礎調査、年次調査につきましては、平成19年12月31日現在を調査する調査から、オンライン、それから郵送を可能にするといったことの変更でございます。

それから、月次調査につきましては、平成20年1月分から、やはりオンラインによる調査を可能にするという変更でございます。

それから、2番目に調査の実施につきまして、統計情報センターが行っていた調査票の配布・収集に関して、このセンターを管轄しております地方農政事務所等において一括して行うという、調査系統を1つ縮めて実施するということの変更でございます。

それから、3番目に、関係書類の保存でございますが、調査票の保存期間を5年から3年へと短縮すると、あわせて電磁記録の保存を永久とするということの変更でございます。

それから、1ページおめくりいただきまして、承認統計の関係でございますが、木材流通統計調査、これ木材統計調査と一体として行っているものでございますが、これにつきましても、オンラインによる調査票の配布・回収を可能とするということの変更を承認しているものでございます。

以上でございます。

美添会長) ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、ご質問等があればお願いいたします。

いずれも十分納得できる内容だと思いますので、特段ご質問がないと認めます。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題ですけれども、お手元の資料5にございますとおり、統計報告の徴収について、総務大臣が承認した旨の報告がありましたので、後ほど報告も。

予定された議事は以上のとおりですが、ほかに何か発言のある方はおありでしょうか。

通常ですとここで閉会ということになるんですが、冒頭にご説明がありましたように、今回が統計審議会が最後になるということで、会長から何か一言取りまとめの付言をしてほしいという事務局の要請がありましたので、一、二分お時間をいただきたいと思います。

大臣からも発言がありましたように、この統計審議会は昭和27年に発足したとい

うことですが、記録を見ますと、昭和27年9月18日に第1回の統計審議会が開催されたということになっております。次の年には早速日本標準産業分類を改定するという、第2回の改定が審議、答申されるという時代から始まりまして、初代の大内兵衛会長から私の前任の竹内啓会長まで、統計界では大変重鎮の先生方が会長を務めて、最後になって私のような軽い人間が出てきた、ちょっと歴史としては余り美しくない終わり方になるような、ちょっと恥じておりますが、いずれにしても、統計審議会はその前身の統計委員会、こちらは昭和21年12月28日だったと思いますが、そのときに第1回の会合が開催されて以来、戦後の日本の統計体系を整備、充実させてくる役割を担ってきたということは皆様方も十分ご存じのとおりだと思いますので、ここで繰り返すことはいたしません。

今回、政策統括官室、それからこの中にもおいでの委員の何人かの方のご尽力によりまして、統計法が新しく成立した、その結果統計審議会はめでたく改組されて、新たな統計委員会が発足するという事になったというのが経緯でございます。幸い、統計審議会が役に立たない、あるいは会長が不祥事を起こして解散されるということではなくて、新しい動きのために改組されるということで、これは大変めでたいことだろうと思います。

新統計法の精神にのっとりまして、社会経済の変化に対応した統計の整備が必要であるということが明言されておりますので、従来ややもすれば統計は行政だけの目的であるというふうに限定されていたものが、社会及び国民にとって重要なものであるという位置づけもされました。そこに至る過程では、この、先ほど名前を挙げませんでした、清水委員、舟岡委員を中心とする統計の検討委員会が重要な役割を果たしたものと改めて評価させていただきたいと思っております。

そのためにも、今後統計審議会は廃止されますけれども、ここにおいでの方々は、今後の統計委員会を中心とする統計の整備について、今後ぜひ力を発揮していただきたい方ばかりだと考えております。今後も専門の立場からぜひ、学問の世界だけの視点ではなく統計作成機関の立場も正確に理解できている委員の皆様方だと思いますので、密接な連携のもとに新たな統計体系の整備にぜひご尽力をお願いしたいと、最後に会長としてご協力いただきたいという要請をさせていただきたいと思っております。

長い間ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、最後となりますが、第653回の統計審議会を終了いたします。なお、既にご案内が行っているとおり、本日最後となりますので、この後18時45分から法曹会館で懇親会が開催されることとなります。よろしくお願いいたします。（録音終了）

－ 以上 －